

# 美祿市再犯防止推進計画

令和3年度～令和6年度

令和3年3月

美 祿 市



## ごあいさつ

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークとして減少傾向にあり、令和元年には、戦後最少の約74万8千件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は約50%に及ぶなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。



こうした中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことを受けまして、山口県においては、平成31年3月に「山口県再犯防止推進計画」が策定され、本市におきましても、安心・安全な地域社会づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会の実現に向け、市が取り組む再犯防止施策の方向性を明らかにし、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく住民の理解と協力を得て、再び社会の一員となれますよう支援する「美祢市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

この計画においては、国や地方公共団体との役割分担を踏まえ、再犯防止に対する地域の理解促進と、就労・住居の確保、保健医療・福祉的支援、非行の防止と修学支援などに取り組むこととしております。

市民の皆様と一体となって、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援していくとともに、市内に所在する矯正施設と連携を図り、再犯防止の視点を施策に取り入れた先進的な取組について研究を進め、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、それぞれの立場から貴重な御意見や御提言をいただきました美祢市再犯防止推進計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました関係各位並びに市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 3年 3月

美祢市長 篠田 洋司

# 目 次

## ◇ 第1章 計画の策定にあたって ◇

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1
- 4 計画の対象者 . . . . . 1
- 5 計画の策定体制等 . . . . . 2

## ◇ 第2章 再犯防止をとりまく状況について ◇

- 1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率等 . . . . . 3
- 2 美祢社会復帰促進センターの入所の状況 . . . . . 8
- 3 国と山口県の取組 . . . . . 9
- 4 国と地方の役割分担 . . . . . 10

## ◇ 第3章 取組の概要 ◇

- 1 基本方針 . . . . . 11
- 2 重点項目 . . . . . 12

## ◇ 第4章 取組の推進 ◇

- 1 安全・安心なまちづくりの推進 . . . . . 13
- 2 就労・住居の確保支援 . . . . . 16
  - (1) 就労の確保等
  - (2) 住居の確保等
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進 . . . . . 21
  - (1) 高齢者又は障害者等への支援等
  - (2) 薬物依存を有する者への支援等
- 4 非行の防止と学校と連携した修学支援 . . . . . 26
- 5 民間協力者の活動の促進・広報・啓発活動の推進 . . . . . 29
  - (1) 民間協力者の活動の促進等
  - (2) 広報・啓発活動の推進等

◇ 第5章 計画の推進にあたって ◇

1 計画の普及・啓発	33
2 計画の進捗管理	33
3 関係機関相談窓口	34

◇ 資料編 ◇

・美祢市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱	36
・美祢市再犯防止推進計画検討関係課長会議設置要綱	38
・再犯の防止等の推進に関する法律	40
・用語解説	47



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、全国的に刑法犯<sup>\*5</sup>の認知件数<sup>\*32</sup>が減少傾向にある一方で、検挙<sup>\*7</sup>人員に占める再犯者の比率（再犯者率）は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」を防止することが重要課題となっています。

このような中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、地方公共団体には地方の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

美祢市再犯防止推進計画は、令和2年3月に策定した、美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画に掲げる、「再犯防止等の推進」を具体化するため、関係機関や民間団体等が連携・協力して犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会<sup>\*27</sup>」の実現を目指し、策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けています。

## 3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化や、国・県の計画の見直し、計画に対する本市における今後の取組状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の対象者

この計画において「犯罪をした者等」とは、法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者を指します。

## 5 計画の策定体制等

### (1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、再犯防止に対する理解を深めるとともに、住民や地域福祉に関わる様々な分野からの意見等を計画に反映していくため、美祢市再犯防止推進計画策定委員会を設置しました。委員には、国・県関係機関をはじめとして、更生保護<sup>9</sup>関係団体や市民からの様々な相談に対応されている相談支援機関などの参画をいただき、計画の策定を進めます。

また、再犯防止施策は、防犯、就労、住居、保健医療、福祉等幅広い行政領域にまたがり関係分野が多岐にわたるため、再犯防止施策の必要性を共有し、庁内関係部署の意識統一を図ることが重要となることから、関係課長会議を設置し、横断的連携体制のもと計画策定を検討することとしています。

### (2) 策定スケジュール

月	策定委員会	関係課長会議
7	22日 委員会設置	10日 会議設置
8	25日 第1回 策定方針等協議	20日 第1回 策定方針等協議
10		27日 第2回 素案協議
11	26日 第2回 素案協議	
12		
1	パブリックコメント	
2	第3回 計画案(書面開催)	17日 第3回 計画案協議
3	計 画 策 定	

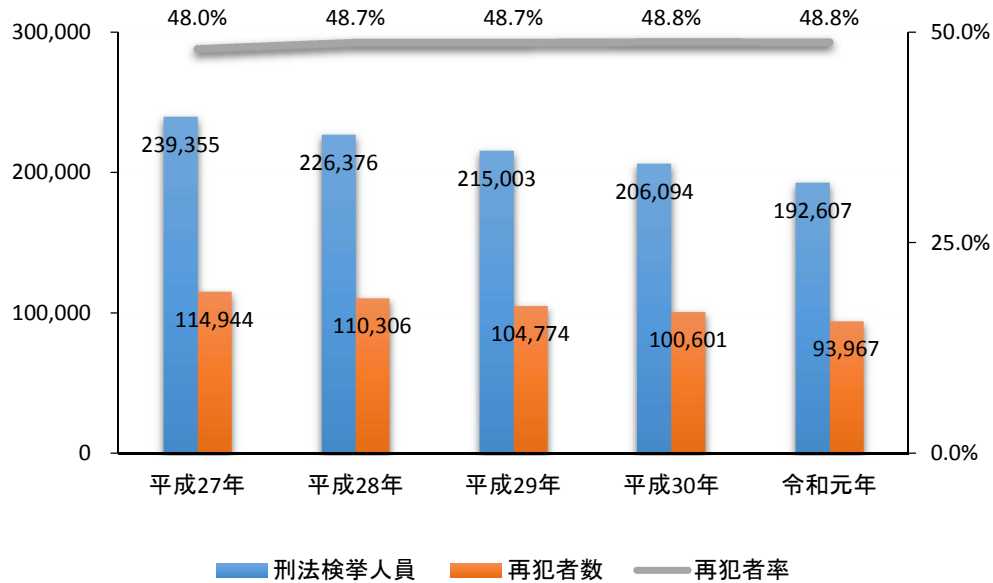


## 第2章 再犯防止をとりまく状況について

### 1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率等

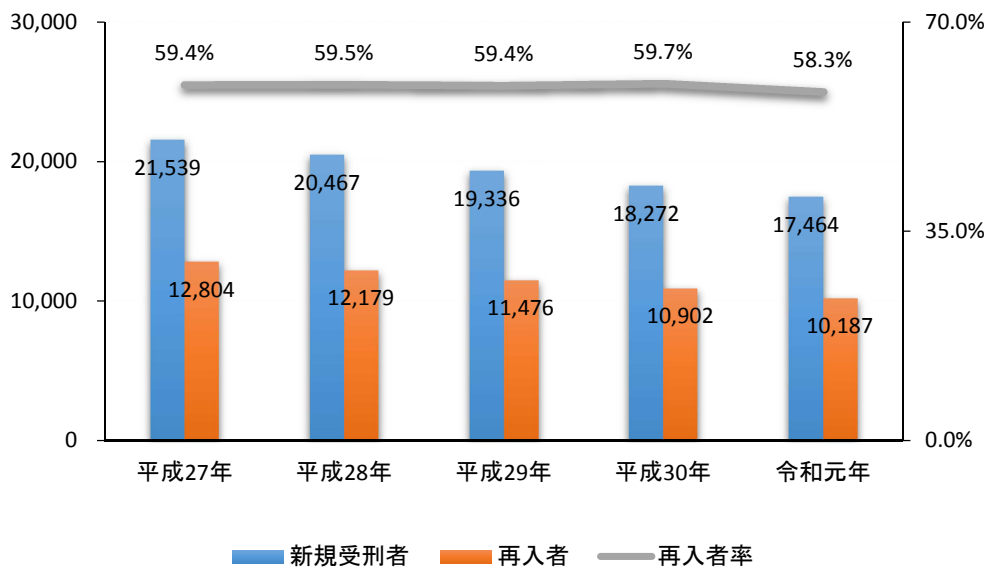
#### (1) 全国の状況

##### ① 刑法犯検挙中の再犯者数及び再犯者率



出典：法務省調査

##### ② 新受刑者中の再入者率



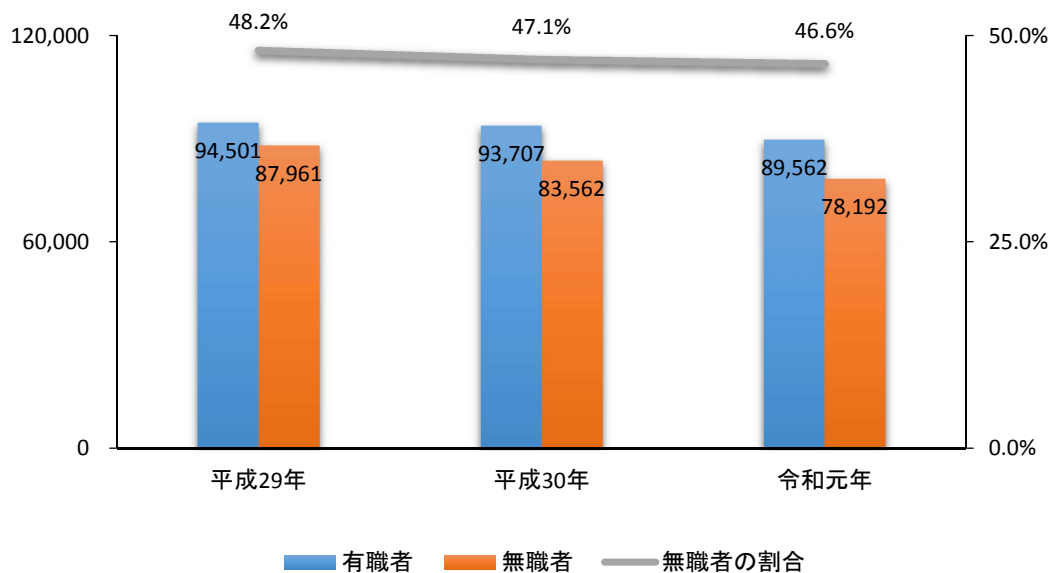
出典：法務省調査

③ 罪種別検挙人員の再犯者数及び再犯者率

	平成 29 年			平成 30 年			令和元年		
	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)
刑法犯総数	92,674	95,028	50.6	90,101	92,023	50.5	85,245	86,952	50.5
凶悪犯	1,540	2,056	57.1	1,624	2,081	56.2	1,711	2,021	54.2
粗暴犯	25,144	22,418	47.1	25,818	22,283	46.3	25,737	21,509	45.5
窃盗犯	43,235	50,198	53.7	40,686	48,309	54.3	37,884	45,241	54.4
知能犯	5,193	6,285	54.8	4,840	6,221	56.2	4,571	5,418	54.2
風俗犯	2,681	2,214	45.2	2,896	2,186	43.0	2,746	2,141	43.8
覚醒剤取締法	1,533	8,276	84.4	1,486	8,071	84.5	1,317	6,874	83.9
麻薬等取締法	212	163	43.5	229	148	39.3	220	180	45.0
大麻取締法	1,056	1,609	60.4	1,219	1,847	60.2	1,500	2,126	58.6

作成：法務省矯正局提供データを基に美祢市

④ 犯行時の職業別割合



※ 犯行時年齢が20歳以上の者で学生等を除く。

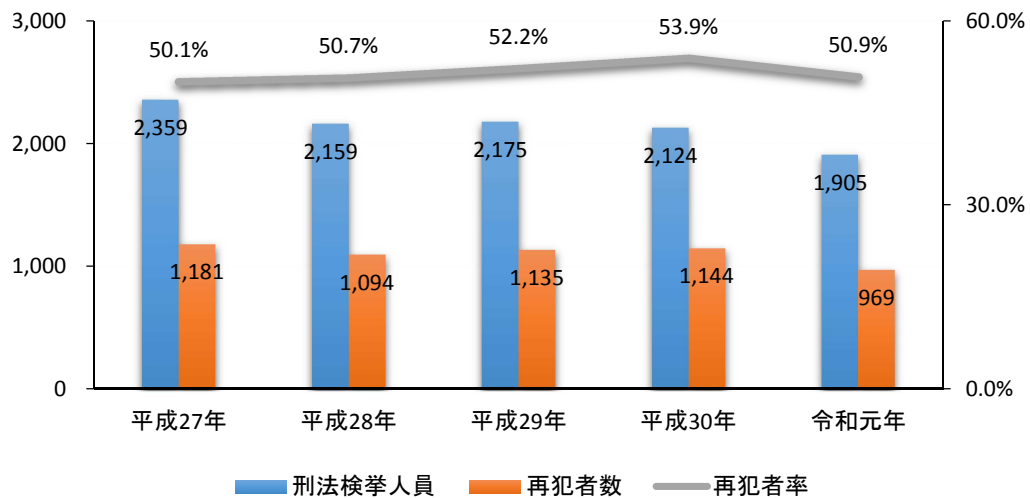
作成：法務省矯正局提供データを基に美祢市

(2) 山口県の状況

① 刑法犯検挙中の再犯者数及び再犯者率

山口県の刑法犯により検挙された者は減少傾向にあり、令和元年には1,905人となっています。

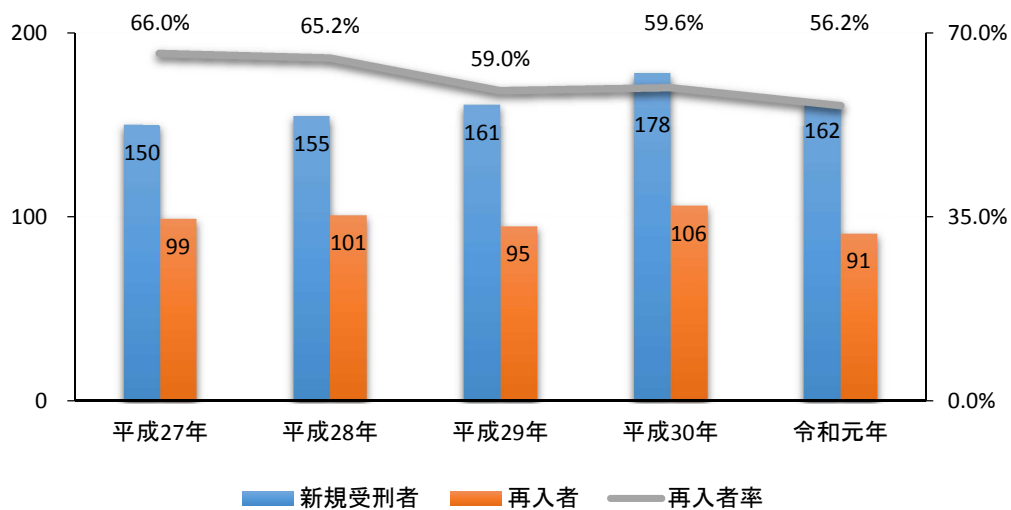
一方、令和元年に刑法犯により検挙された再犯者は969人で、減少傾向にあります。初犯者の数も減少しているため、これまでは増加の状況にありました。令和元年にようやく再犯者率は減少に転じ50.9%となっています。



出典：法務省調査

② 新受刑者中の再入者率

令和元年の山口県の新受刑者162人のうち、91人が再入者で、再入者率は56.2%となっています。



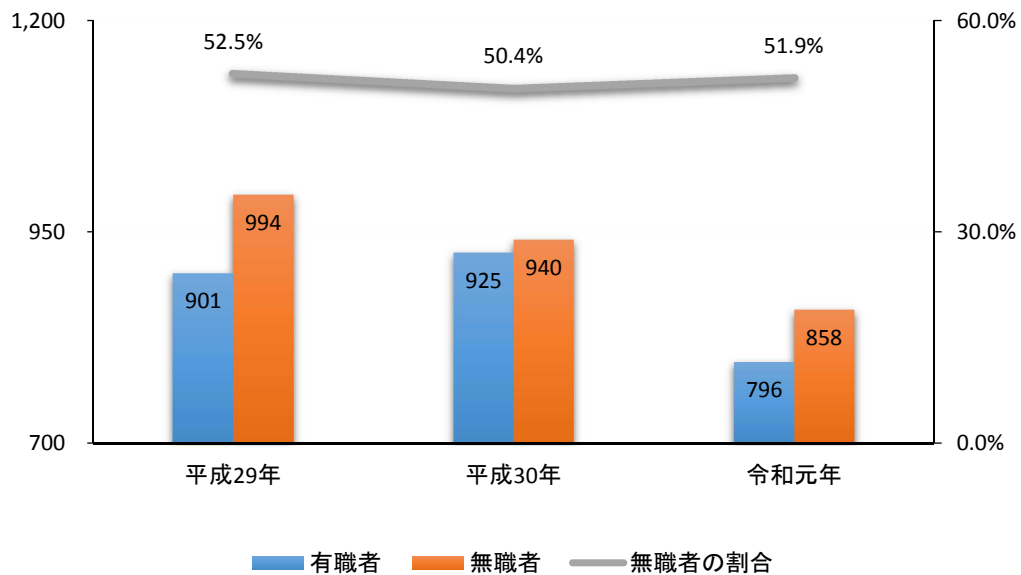
出典：法務省調査

③ 罪種別検挙人員の再犯者数及び再犯者率

	平成 29 年			平成 30 年			令和元年		
	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)
刑法犯総数	869	1,049	54.7	835	1,055	55.8	779	905	53.7
凶悪犯	13	13	50.0	13	13	50.0	18	12	40.0
粗暴犯	153	189	55.3	145	162	52.8	164	155	48.6
窃盗犯	511	667	56.6	462	642	58.2	414	570	57.9
知能犯	63	66	51.2	64	91	58.7	44	52	54.2
風俗犯	27	22	44.9	35	46	56.8	21	26	55.3
覚醒剤取締法	6	72	92.3	4	73	94.8	9	63	87.5
麻薬等取締法	0	1	100.0	2	1	33.3	3	0	0.0
大麻取締法	6	4	40.0	6	2	25.0	1	3	75.0

作成：法務省矯正局提供データを基に美祢市

④ 犯行時の職業別割合



※ 犯行時年齢が20歳以上の者で学生等を除く。

作成：法務省矯正局提供データを基に美祢市

(3) 美祢市の状況

① 罪種別検挙人員の再犯者数及び再犯者率

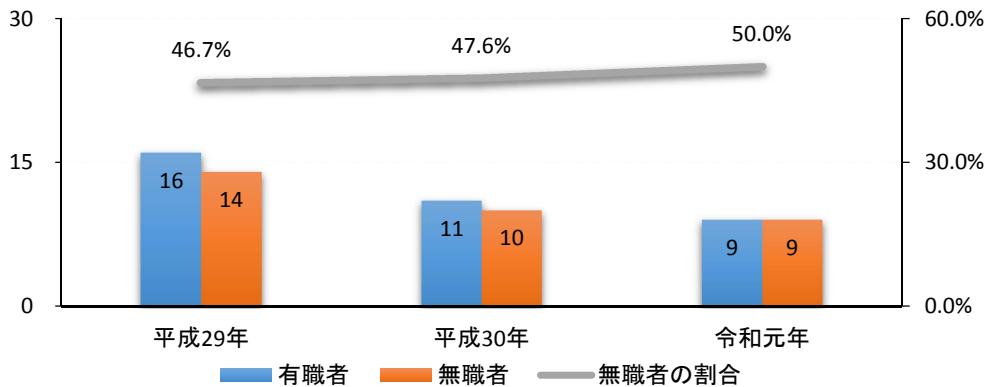
美祢市の刑法犯により検挙された再犯者の占める割合は、令和元年で33.3%となっており、全国及び山口県と比べて低い状況にあります。また、犯罪種別においても同様な状況となっています。

	平成29年			平成30年			令和元年		
	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)	初犯 (人)	再犯 (人)	再犯者 率(%)
刑法犯総数	11	19	63.3	13	8	38.1	12	6	33.3
凶悪犯	1	0	0.0	0	0	0.0	0	1	100.0
粗暴犯	3	5	62.5	2	1	33.3	3	1	25.0
窃盗犯	6	10	62.5	7	4	36.4	8	3	27.8
知能犯	0	1	100.0	1	0	0.0	1	1	50.0
風俗犯	0	1	100.0	1	0	0.0	0	0	0.0
覚醒剤取締法	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
麻薬等取締法	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
大麻取締法	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

作成：法務省矯正局提供データを基に美祢市

② 犯行時の職業別割合

美祢市の検挙された者のうち無職であった者の割合は増加傾向にあり、令和元年には50%となっています。



※ 犯行時年齢が20歳以上の者で学生等を除く。

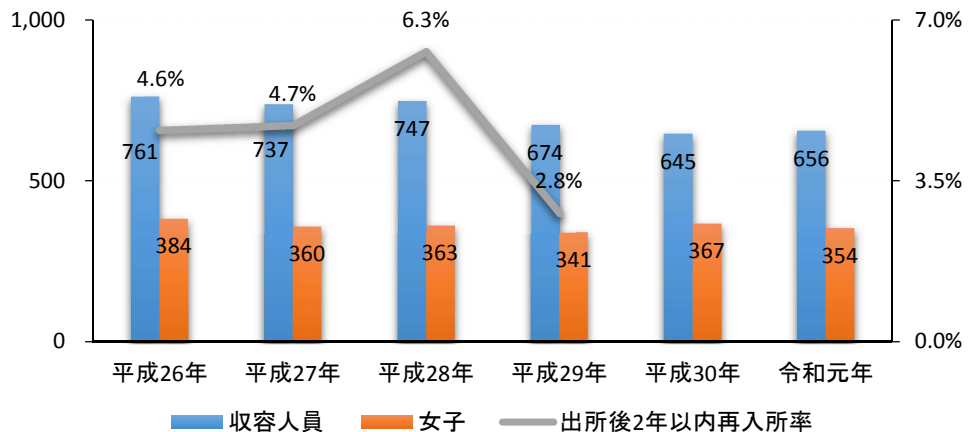
作成：法務省矯正局提供データを基に美祢市

## 2 美祢社会復帰促進センターの入所の状況

美祢社会復帰促進センターは、収容定員 1,300 人（男 500 人、女 800 人）の受刑者を収容する刑務所で、女子の収容人数では国内最大の定員となり、犯罪傾向が進んでおらず、初めて自由刑の執行を受ける者のうち、心身等に著しい障害がなく、集団生活に順応できる者を収容しています。運営は、国内初の PFI 手法により、施設の警備、収容監視、職業訓練や健康診断等を官民協働で実施しています。

令和元年末時点の入所者は、656 名で、最新の状況となる出所後 2 年以内再入所率は、平成 29 年が 2.8% となっています。

■美祢社会復帰促進センター受刑者数等の推移



作成：法務省矯正局提供データを基に美祢市

美祢社会復帰促進センター



### 3 国と山口県の取組

#### (1) 国の取組

国の再犯防止推進計画では、法に基づき、以下のとおり「5つの基本方針」を定め、「7つの重点課題」を設定して取組を進めることとしています。

##### **[7つの重点課題]**

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

#### (2) 山口県の取組

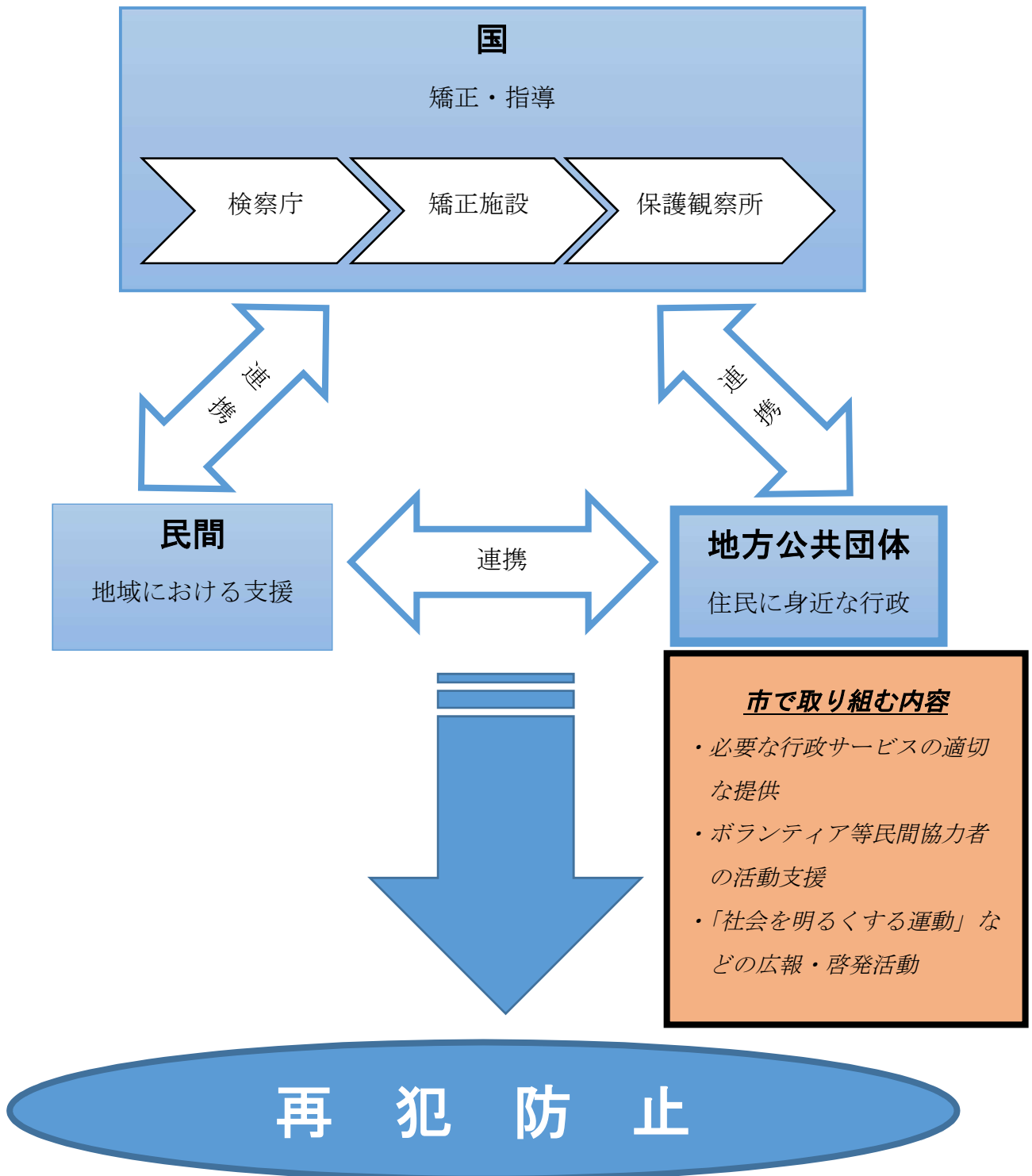
国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するため、国の再犯防止推進計画を勘案し、「住民に身近な行政」の立場から取り組む施策について、5つの柱に整理し、双方向性を示して進めることとしています。

##### **[5つの取組事項]**

- I 広報・啓発活動の推進
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉的支援
- IV 非行の防止と修学支援
- V 関係機関・団体等との連携強化

#### 4 国と地方の役割分担

再犯防止のため、国が本来果たすべき役割である「全国的に統一して定めることが望ましい事務」、「全国的な視点で実施すべき施策」の実施を前提に、地方公共団体においても、再犯防止施策の観点を踏まえて「住民に身近な行政」を実施していくことが期待されています。





# 第3章 取組の概要

---

## 1 基本方針

国の再犯防止推進計画では、法の基本理念を踏まえて、国の目指すべき方向・視点として5つの基本方針を設定しています。

本市においても、国及び山口県と連携して施策を推進するため、この5つを基本方針とします。

### 〔5つの基本方針〕

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国・県・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分か

りやすく効果的に広報するなどして、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## 2 重点項目

私たちが暮らす地域には、高齢者や障害者など福祉的な支援や配慮が必要な人、安定した仕事や住居がないために生きづらさを抱えた人など、様々な人が暮らしています。このような環境下においては、犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、地域で孤立し、必要な支援につながらなかったことによって、再び罪を犯してしまうこともあります。そのため、犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、地域の一員として受け入れ、必要に応じた支援につなげていくことが必要です。

本市では、令和2年に策定した「第2次美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」の基本理念「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」のもと、これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会ではなく、全ての人々がそれぞれの能力や持ち味を生かしながら協働し、一人ひとりの暮らしと生きがいと共に創り、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことのできる「地域共生社会」づくりを目指して取り組みを進めています。

このため、再犯防止推進計画や山口県再犯防止推進計画などを勘案するとともに地域福祉を推進する観点から、美祢市地域福祉計画の理念を継承し、現在行っている広報啓発活動や福祉諸施策等を再犯防止に位置付け、市の役割を明確化することで、犯罪や非行から立ち直ろうとする人も含めて、地域の中で暮らす誰もが、安全で安心して暮らし続けることができるよう5つの取り組み方針を定めて再犯防止施策を展開していきます。

### **【美祢市再犯防止推進計画の重点項目】**

- 1 安全・安心なまちづくりの推進
- 2 就労・住居の確保支援
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と学校と連携した修学支援
- 5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

## 第4章 取組の推進

### 1 安全・安心なまちづくりの推進

#### (1) 安全・安心なまちづくりの取組

##### 現状認識と課題等

第二次美祢市総合計画において、「安全・安心の確保」をまちづくりの基盤とし、子どもから高齢者までが安全で安心して暮らせる生活環境を整備し、地域に住み続けたいと思えるような環境の構築、防犯活動など地域ぐるみの取組による地域の安全対策を推進しています。また、第2次美祢市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進することはもとより、市民が住み慣れた地域で、安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉など各種サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、総合的にサービスを提供できる地域福祉の仕組みづくりに取り組むこととしています。

こうした取組を進めるうえで、犯罪や非行のない社会に向けたまちづくりの構築は、すべての基盤となるものであり、常時からの特に地域ぐるみの防犯活動の推進が重要と考えられます。また、一過性に終わらず、絶えず継続した活動が求められています。

##### 市の取組方針

本市の犯罪認知件数は、山口県の中でも低く、生活環境面において、犯罪防止に配慮した道路や公園、住宅等の整備や、さまざまな空間や場面で犯罪が起きにくい取組が継続して進められ、だれもが安全で安心して暮らせる環境を持続することが期待されています。また、市民一人ひとりが自らの安全確保に対する意識を高めるとともに、地域の安全・安心に向けて、地域が一体となって犯罪を防止する活動は、再び犯罪に繋がる環境への抑止にも大きな効果を果たすと考えられます。

犯罪や非行のない社会に向けて取り組んできた犯罪の起きにくい地域づくりをさらに推進するとともに、一人ひとりが自らの安全確保に対する意識を高め、住民をはじめとした地域のさまざまな主体が協働することにより、地域が一体となって犯罪を防止する活動を推進します。

具体的な取組

① 犯罪防止に配慮したまちづくり

- ◆防犯カメラの設置 [総務課、教育総務課]  
市営管理施設の必要な個所に防犯カメラを設置し、犯罪防止を図るとともに、犯罪の起きにくい環境づくりと治安向上に取り組めます。
- ◆地域見守り防犯灯・防犯カメラ設置の支援 [総務課]  
区等の地域団体に対して、防犯灯及び防犯カメラの設置費用の一部を支援し、地域における犯罪発生を抑止するとともに、地域住民の防犯意識高揚と地域防犯力の向上を図ります。
- ◆庁用車へのドライブレコーダー搭載 [監理課]  
集中管理庁用車にドライブレコーダーを搭載し、事故や犯罪の抑止、早期解決につなげます。
- ◆道路、公園などの点検 [建設課 等]  
住民要望等に対する調査時に移動経路、調査箇所等において、防犯対策を念頭に置き調査を実施します。
- ◆学校・通学路の安全事業 [学校教育課・教育総務課]  
幼児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、登下校時の通学案内、学校施設の警備・点検等、日常的な安全体制を確立します。
- ◆空き家等の適正管理指導 [建設課]  
新たな犯罪の土壌とならないよう保安上又衛生上、景観上その他生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家等の所有者に対し、法律や条例に基づき適正管理の指導を行います。

② 防犯意識の向上

- ◆児童・生徒の防犯意識向上のための取組 [学校教育課、総務課]  
市内小中学校で防犯教室を実施し、子どもたちが、犯罪は身近に起こるものだという認識をもち、犯罪に巻きこまれない方法や巻きこまれた際の対処法を理解できるよう促すことで、一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。また、小学生を対象に、防犯笛及び防犯ブザーを配付します。
- ◆安全教育の充実 [学校教育課]  
セーフティ教室、薬物乱用防止教室、スマートフォン・携帯電話等の使用に関する指導等、児童・生徒の安全教育を推進し、学校における指導内容を保護者・地域にも公開し意識啓発を進め、地域ぐるみで安全対策の向上に努めます。
- ◆「こども110番の家」の設置 [生涯学習スポーツ推進課]  
「こども110番の家」の加入を促進し、地域ぐるみで子どもを守り育てるという意識の高揚に努めます。

- ◆安全・安心メール配信 [総務課、学校教育課、商工労働課]  
「安全安心情報」〔市内及び市境周辺で発生した不審者事案や事件・事故、子どもの安全確保上の注意等〕を携帯電話、パソコン配信システムにおいて、登録者に配信します。また、消費生活にかかる緊急情報をメールで配信し、注意喚起を行うとともに情報の共有に努めます。

- ◆消費生活相談・啓発体制の充実 [商工労働課]  
消費者被害の未然・拡大防止のため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図るとともに、講演会や出前講座の開催などを通して、消費生活に関する情報提供・啓発を推進します。

### ③ 地域の防犯ネットワークの構築

- ◆地域での見守り活動の実施 [総務課、学校教育課]  
地域住民や民生委員・児童委員<sup>\*38</sup>、防犯活動団体が連携し、児童・生徒が安全に登下校できるよう、あいさつや見守り活動を支援します。

- ◆環境浄化活動 [生涯学習スポーツ推進課]  
市内の青少年が利用する店等を「少年を守る店」に指定し、当該営業を通して青少年が非行を犯さないように見守り、健全な環境づくりに取り組みます。

- ◆地域防犯活動団体の連携 [総務課]  
毎年、地域防犯活動団体連絡会議を開催し、団体への情報提供や、登下校の防犯対策に関する意見交換を行うことで、団体間及び関係機関との情報交換の場を構築します。

- ◆防犯リーダー養成講座の開催 [総務課]  
毎年、防犯リーダー養成講座を開催し地域での防犯リーダーの養成を推進します。

## 2 就労・住宅の確保

### (1) 就労の確保等

#### 現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

政府においては、「宣言」に基づき、矯正施設<sup>2</sup>における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所<sup>36</sup>・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主<sup>3</sup>の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察<sup>35</sup>対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

出典：再犯防止推進計画 第2 1. 就労の確保等

#### 市の取組方針

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援機関として、属性、年代に関係ない相談支援を行う窓口において、複合的な課題を抱える世帯の様々な課題を包括的に支援するほか、離職者、高齢者、障害者及びひとり親などに専門的に就労相談支援の施策を進め、犯罪をした者等の就労の確保を利用可能な各種施策・制度の活用を含め、関係機関等と連携し、一人ひとりの意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援を行います。

#### 具体的な取組

##### ① 就労に向けた相談・支援等の充実

###### ◆生活困窮者自立相談支援制度の利用促進

[地域福祉課]

犯罪をした者等のうち、生活が困窮している状況の者に対しては、生活困窮者自立相談支援制度と生活保護制度を活用しながら、ハローワーク等との連携により就労を支援し、早期自立を図ります。

◆一般就労支援 [商工労働課]

離職者、離職予定者、障害者及びニート、フリーター等を対象に、就職相談の実施や就職支援講座等を開設することにより、罪を犯した離職者等であっても、就労意欲の向上や、就業に繋がるよう支援を図ります。

◆高齢者の就労支援 [商工労働課]

罪を犯した高齢者であっても、豊富な知識や経験・技能を活かし、働きながら地域社会の発展に寄与し、生きがいをもって社会参加できるよう、また、就労の場の確保を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。また、高齢となっても生き生きと働くことができるよう、ハローワークや民間企業との連携により働く場の確保を図ります。

◆障害者の就労支援 [地域福祉課]

罪を犯した障害のある人であっても、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労に関わる支援を行います。必要に応じてハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、事業者に対して障害者雇用の促進について周知・啓発を行い、就労が継続できるように支援します。

◆ひとり親家庭の親に対する就労支援 [地域福祉課]

＜自立支援教育訓練給付金事業＞

就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し、給付金を支給することにより、罪を犯したひとり親家庭の親であっても、自立の促進を図ります。

＜高等職業訓練促進給付金事業＞

ひとり親家庭の親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、給付金を支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを支援します。

② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

◆矯正施設の刑務作業\*6等への支援 [商工労働課]

矯正施設における刑務作業や職業訓練の充実への協力に努めます。また、受刑者の社会貢献意識の高揚につなげるため、刑務作業製品の販売等への支援を行います。

◆協力雇用主の支援 [地域福祉課]

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者等や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主となる協力雇用主制度についての周知を図ります。

③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用

◆保護観察対象少年に対する就労支援 [総務課]

民間企業への就労へと繋げていく取組として、保護司会から推薦を受けた保護観察対象者に対して市が行う業務での雇用を図ります。

## ④ 就労支援事業の普及啓発

## ◆就労支援の普及啓発 [商工労働課]

再犯防止推進の趣旨に賛同する事業者へ法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク（矯正就労情報センター）」を紹介します。

## ◆協力事業主の公共調達を受注機会の増大 [監理課]

市が発注する建設工事において、総合評価方式を実施するに当たり、協力雇用主の受注機会の増大を図るため、新たに雇用対策評価項目の一つに「法務省の協力雇用主制度に登録」の設定をする等検討します。

## ⑤ 矯正施設と連携した再犯防止活動の促進等

## ◆矯正施設等と連携した再犯防止と地域振興の推進 [関係課]

矯正施設及び地域の地場産業（農業分野、介護分野、観光分野）と連携して、矯正施設出所者への就労支援による再犯防止と地域経済の活性化による地域振興を推進する新たな仕組みづくりの検討を進めます。

## (2) 住居の確保等

## 現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

政府においては、「宣言」に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整<sup>\*24</sup>の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設<sup>\*10</sup>の受入れ機能の強化、自立準備ホーム<sup>\*21</sup>（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する際の宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、親族等のもとへ帰住できない者の割合も増加傾向にあることから、引き続き更生保護施設や自立準備ホームでの受入れを進める必要がある。また、更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大しており、更生保護施設における受入れ・処遇機能の強化の必要性が指摘されている。

加えて、更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

出典：再犯防止推進計画 第2 2. 住居の確保等



## 市の取組方針

犯罪をした者の入居に際しては、拒否感を持たれることが多く、矯正施設を出所した者などが地域社会で安定した生活が送れるよう支援が求められており、住宅確保要配慮者<sup>\*17</sup>への適切な生活拠点の確保を推進し、犯罪をした者等の住居の確保に努めます。

### 具体的な取組

#### ① 公営住宅への優先入居の促進

##### ◆市営住宅の提供における優先的な選考 [建設課]

高齢者世帯、心身障害者世帯、ひとり親世帯等、被災者世帯などの住宅困窮度の高い人を優先的な選考を行う対象者として、優遇措置を実施します。

##### ◆市営住宅での受入れ促進 [建設課]

市営住宅の募集状況や窓口等について、市ホームページや広報紙「げんきみね。」を活用し、情報提供を行います。

#### ② 新たな住宅セーフティネット制度<sup>\*17</sup>の活用促進

##### ◆民間賃貸住宅への入居支援 [地域福祉課]

入居保証人等が確保できないために賃貸住宅に入居することが困難な人がいることから、山口県社会福祉協議会で実施されている山口県賃貸住宅入居サポート事業等の活用を促進します。

##### ◆セーフティネット制度の活用 [地域福祉課]

不動産事業者等に対して、住宅確保要配慮者〔低額所得者、高齢者、障害者等〕の入居を拒まないセーフティネット制度を周知し、保護観察対象者等を含め、セーフティネット住宅<sup>\*26</sup>の登録を促進します。

#### ③ 更生保護施設に対する援助・協力

##### ◆更生保護施設における支援等 [地域福祉課]

更生保護施設において、犯罪をした人等のうち、身寄りの無い人、又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人等に対し、保護観察所等の関係機関と連携した支援を行います。また、更生保護施設からの退所にあたり、就労等による地域生活への移行を支援するとともに、高齢や障害等により自立が困難な人に関しては、福祉事務所等の関係機関と連携し、社会福祉施設等への入所に向けた調整を行います。

#### ④ 住宅確保要配慮者に対する居住支援

##### ◆住宅確保要配慮者への支援 [建設課、地域福祉課]

山口県居住支援協議会<sup>\*4</sup>が開催する協議などを通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者〔低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等〕の円滑な入居を促進するため、情報の周知を図ります。

◆地域生活定着支援センター<sup>\*28</sup>等への協力 [地域福祉課]

矯正施設出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障害者等に対し、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う社会福祉施設やアパート等の受け入れ場所を確保するための調整に協力します。

◆住居確保給付金<sup>\*15</sup>の支給 [地域福祉課]

一旦就職しても、離職等により、家賃が払えず住まいを失った方、または失うおそれのある方に、求職活動を行うなどの条件を満たす場合、一定期間、家賃に対する支援を行います。

◆高齢者への住まいの情報提供 [高齢福祉課]

在宅での生活が難しい高齢者が住み慣れた地域において適切な住まいで暮らしていけるよう、介護施設や高齢者向け住宅などの情報提供を図ります。

◆障害者グループホームの活用 [地域福祉課]

障害のある人が、地域において自立した生活をおくることができるよう共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄又は食事など日常生活上の援助を行います。

◆救護施設の活用 [地域福祉課]

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者〔現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者〕については、救護施設への入所により、生活扶助を行います。

◆空き家の利活用の促進 [地域振興課]

空き家の情報の把握、利活用の普及啓発、適正管理の推進、情報提供・相談体制の充実を図り、区内の空き家率の減少に努めます。

### 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

#### (1) 高齢者又は障害者等への支援等

##### 現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

政府においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整<sup>\*31</sup>）を実施してきた。

また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予<sup>\*1</sup>者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁<sup>\*8</sup>において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、「緊急対策」で指摘された事項に加えて、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題がある。

出典：再犯防止推進計画 第3 1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

##### 市の取組方針

地域において、福祉サービスなどを必要とする罪を犯した者に支援の手が円滑に行き届くよう、相談受入れ体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者等の一人ひとりの状況に応じた、適切な保健・福祉サービスの提供を通じて、地域で孤立せず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター<sup>\*30</sup>や障害者相談支援事業所<sup>\*18</sup>等の専門的な相談機関や既存の地域会議等を活用して、支援関係者と連携しながら、支援体制の充実を図ります。また、認知症や精神障害等を有している判断能力が不十分な方について、成年後見制度の利用支援や、美祢市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業<sup>\*29</sup>の活用を図り、日常生活を支援します。

## 具体的な取組

## ① 保健医療・福祉サービスの提供

## ◆コミュニティソーシャルワークの推進 [地域福祉課]

コミュニティソーシャルワーカーは、市内3か所の地域福祉センターを拠点として、地域住民や地域の人的資源と連携・協力して、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たし、適正なサービスの支援に繋がります。

## ◆多機関の連携した支援の推進 [地域福祉課]

福祉ニーズが多様化、複雑化する中、これまでの対象者別の縦割りの相談支援では対応が困難なケースが増え、引きこもり対策や就労支援・住宅確保など支援を一層きめ細かく提供する必要が高まっていることから、市社会福祉協議会の生活困窮者自立相談機関に福祉包括化推進員を配置し、高齢者、障害者、子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対しては、民生委員・児童委員、少年相談員、保護司<sup>\*37</sup>、地域包括支援センター等の関係機関と連携して包括的な支援を行います。

◆自立相談支援事業<sup>\*22</sup> [地域福祉課]

生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援を行います。就労支援や自立に必要な情報提供・助言を行うことで生活の安定を図り、自立を支えます。

## ◆家計再建の相談・支援の充実 [地域福祉課]

家計状況の把握を行い、根本的な課題を明らかにし、相談者が家計改善できるよう、情報提供及び助言を行います。また、相談支援や関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生に向けた支援を行います。

## ◆地域包括支援センターによる支援 [高齢福祉課]

2つの日常生活圏域〔美祢、美祢東〕に地域包括支援センターを設置しており、医療機関の受診に関する相談、介護サービスの紹介や手続きの支援、介護予防に関する支援、高齢者虐待に関する相談の他、認知症の専門相談などを実施し、支援します。

## ◆認知症地域支援推進員の配置による理解の促進 [高齢福祉課]

地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員が、認知症の人やその家族の相談を受け、支援します。また、認知症カフェの啓発など地域ぐるみで、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組みます。

## ◆障害者等相談支援 [地域福祉課]

障害者（児）（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等）の方及び家族からの福祉に関する相談に応じています。相談を通して、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

◆子育て世代包括支援センターによる相談支援 [健康増進課]  
 保健師や助産師による妊娠・出産・育児に関する相談支援、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、安心して育児に取り組めるよう、妊娠中から乳幼児期までの子育てを支援します。

◆ひとり親に対する相談支援 [地域福祉課]  
 ひとり親家庭の経済的援助としての貸付、就労支援を通して申請者の状況を把握し、相談援助を行います。

◆生活保護制度による支援 [地域福祉課]  
 持てる資産、能力に応じて最善の努力をしてもなお生活ができない人に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立して生活していけるように支援します。

◆権利擁護の充実 [高齢福祉課、地域福祉課]  
 判断能力の不十分な人や他者からの不適切な扱いにより権利利益が侵害される状態にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、権利や財産を守るよう支援します。

◆成年後見制度の利用支援 [高齢福祉課 地域福祉課]  
 申立人がいないことや経済的理由などにより申立てができない認知症高齢者や精神障害者等に対し、市長が申立人となり手続き費用等を助成します。また、制度の普及啓発のための講座の実施や利用する際の手続きについての説明を行うことで、制度の利用促進を図ります。

## ② 関係機関・団体との連携の強化

◆民生委員・児童委員による相談・支援活動 [地域福祉課]  
 住民の身近な相談相手として、また、地域住民と行政等の関係機関をつなぐパイプ役として、見守りや支えあい活動の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。

◆地域での見守り [地域福祉課]  
 地域で課題を抱えた人を早期に発見し、対応するため、さまざまな担い手による支えあいや助けあいの仕組みづくりに取り組むとともに、生活関連事業者とのネットワーク化を図り地域での見守り活動を推進します。

◆地域ケア会議の開催 [高齢福祉課]  
 地域包括支援センターごとに開催している個別のケア会議に加えて、全市的な地域課題を解決する地域ケア会議を開催し、連携体制を確立します。他の地域包括支援ネットワークとの連動も視野に入れ、地域ケア会議の全体の充実を図ります。

## ◆地域自立支援協議会 [地域福祉課]

関係機関連携のネットワークを強化し、障害に関する課題や新たに把握されたニーズについて地域の課題として情報を共有し、充実した地域生活の実現のために、改善解決に向けた検討を行います。

## ◆社会福祉協議会との連携 [地域福祉課]

美祢市社会福祉協議会は、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、支え合い、助け合いの気持ちが育まれるよう様々な事業を行うとともに、幅広く各分野の団体等と連携し、市内に福祉のネットワークをつくっています。また、支援を必要とする市民に対し、その人の抱える困難を理解するとともに、その人らしさを尊重する立場に立って支援サービスを心をこめて行っています。地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会が行う地域福祉活動を支援します。

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

## 現状認識と課題等

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。また、平成27年に出所した者全体の2年以内再入率は18.0パーセントであるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は19.2パーセントと高くなっている。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

政府においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「緊急対策」に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしている。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分であること、そもそも薬物依存症治療を施すことができる専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあるなど一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携が不十分であること、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている刑事司法と保健医療・福祉との連携の在り方について調査研究する必要があること、薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等各種関係機関・団体が、薬

物依存からの回復を一貫して支援する新たな取組を試行的に実施する必要があることなどが指摘されている。

出典：再犯防止推進計画 第3 2. 薬物依存を有する者への支援等

## 市の取組方針

薬物乱用による弊害を市民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組むとともに、薬物事犯者が薬物依存症に関する治療や支援を受けやすい環境づくりに努めます。また、薬物事犯者本人やその家族が、薬物依存に関する先入観や偏見により地域から孤立することなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

## 具体的な取組

### ① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

#### ◆健康相談の実施 [健康増進課]

薬物依存からの回復に取り組もうとする人からの心身の健康に関する問合せや相談に対し、県などの関係機関と連携を図りながら、適切な治療・支援につなげます。

#### ◆自立支援医療 [精神通院医療] [地域福祉課]

精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療費を助成する制度に対して支援を行います。

### ② 薬物事犯者の家族に対する支援

#### ◆薬物依存者等への支援 [健康増進課]

山口県精神保健福祉センター<sup>\*25</sup>や宇部健康福祉センターと情報共有し、依存症患者やその家族に対する支援に取り組めます。

### ③ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

#### ◆薬「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の推進 [健康推進課]

薬物乱用による弊害を市民が正しく理解し、「乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

#### ◆薬物に関する健康問題への対策 [健康推進課]

青少年をはじめとする市民の健康と安全を守るため、広報での周知や普及啓発を進め薬物乱用を未然に防ぎます。

#### ◆薬物依存者等への支援 [学校教育課]

薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識するよう、薬物乱用防止指導員<sup>\*39</sup>や薬物乱用防止推進員<sup>\*40</sup>と連携し、地域や学校等を通じた児童、生徒、保護者等への啓発に取り組めます。

## 4 非行の防止と学校と連携した修学支援

### (1) 学校と連携した就学支援の実施等

#### 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会<sup>\*33</sup>

(BigBrothersandSistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体)等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

出典：再犯防止推進計画 第4 1. 学校と連携した修学支援の実施等

#### 市の取組方針

非行を生まない地域社会の実現に向けて、次代を担う子どもや若者が、自他ともにかげがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・学校園・地域等が連携して子どもたちの学びや成長を支え、健全育成のための環境づくりを促進します。

#### 具体的な取組

##### ① 児童生徒の非行の未然防止等

###### ◆スクールソーシャルワーカー<sup>\*23</sup>の活用

[学校教育課]

スクールソーシャルワーカーを配置し、要支援家庭と学校、関係機関との連絡調整や社会資源の活用を促し、中学校区内の児童・生徒やその家庭が抱える課題の解消を図ることができるよう支援を行います。



◆教育相談の充実 [学校教育課]

子どもの成長・発達に伴って生じてくる様々な問題や悩みについて、本人・保護者・関係機関の相談に応じ助言します。電話による教育相談・いじめ相談に応じ助言します。また、相談内容によっては、法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所）と連携し、相談活動の充実を図ります。

◆ひとり親家庭への総合的な支援の実施 [地域福祉課]

ひとり親と面談を行って、それぞれの事情、課題の把握に努め、情報提供や関係機関への照会等を行います。また、就労に関しては、ハローワークへの同行支援や関係機関との連携、協力を行う等、その人に合った支援を行います。

◆児童クラブの設置 [地域福祉課]

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図ります。

◆地域と連携した見守り活動 [学校教育課、生涯学習スポーツ推進課]

社会教育団体や、更生保護女性会<sup>\*11</sup>、生徒会執行部等の児童生徒が中心となって学校等との連携により、あいさつ運動や見守り活動等を推進します。

② 学校等と連携した立ち直り支援

◆非行のある少年等への支援 [地域福祉課、学校教育課]

保護観察対象少年の再非行の防止に向け、保護司と学校等との情報共有を図るとともに、相互協力を努めます。

非行を繰り返す少年については、法務少年支援センター<sup>\*34</sup>山口（山口少年鑑別所<sup>\*19</sup>）、児童相談所<sup>\*13</sup>及び少年サポートセンター<sup>\*20</sup>（警察）等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

◆児童虐待、DV等の防止 [地域福祉課、学校教育課]

児童虐待の深刻化を防ぐため、学校、児童相談所等の関係機関と情報共有を図り、早期発見に努めます。

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

◆青少年の健全育成の取り組み [生涯学習スポーツ推進課]

青少年の自立をめざし、学校・家庭・地域社会及び関係機関の緊密な連携のもと、よりよい環境の創造と青少年の健全育成及び支援体制の強化を図り、また、青少年が社会の一員として役割を果たせるよう、地域総がかりで青少年を育成するという市民意識の高揚に努めます。

◆市内で開設されている子ども食堂のPR [地域福祉課]

市のホームページや広報紙を活用して、市内で開設されている子ども食堂を紹介し、子ども食堂の役割の周知を図ります。

- ◆放課後子ども教室の支援 [生涯学習スポーツ推進課]  
公民館・小学校に安心・安全な子どもの活動拠点〔居場所〕を設け、地域住民の参加と協力を得ながら、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。
- ◆学校開放 [学校教育課]  
子どもたちの身近で安全な遊び場、地域住民の生涯学習・スポーツ・レクリエーションの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域コミュニティの推進を図ります。
- ◆情報モラル教室の開催 [学校教育課]  
市内小中学校の児童・生徒や保護者を対象として、情報モラル教室を実施し、インターネットの利用について正しい理解を促します。
- ◆修学支援の充実 [生涯学習スポーツ推進課]  
家庭教育アドバイザーで構成する美祿市家庭教育支援チームによる子育て環境の充実に取組みます。  
青少年健全育成への意識向上を図るため、社会を明るくする運動<sup>\*14</sup>との一体的な啓発に取組みます。
- ◆就学援助制度の実施 [教育総務課]  
経済的な理由によって就学が困難な家庭に対して、学用品費・修学旅行費など学校に必要な費用の一部を援助します。
- ◆校区外・区域外就学の許可 [学校教育課]  
いじめや不登校などの理由により、教育的な配慮を必要とする場合や、DV等により住民票とは異なる住所に居住している場合に校区外・区域外からの就学を許可し、安心して学習できる環境を確保します。
- ◆コミュニティ・スクール<sup>\*12</sup>の推進 [学校教育課]  
コミュニティ・スクールの取組を充実させ、保護者や地域住民の代表が学校運営に参画することで、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの学びと育ちを支える仕組みづくりを推進します。
- ◆児童・生徒による地域ボランティア活動の実施 [学校教育課]  
児童・生徒が地域行事に参加したり、地域の清掃を行ったりするなど、地域ボランティアとして活動し、地域との連携を図ります。
- ◆学校支援ボランティア [学校教育課]  
学校が必要とする活動について、住民をはじめとした地域の関係者がボランティアとして協力し、児童・生徒の育成と、地域の活性化をめざした取組を進めます。

## 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

### (1) 民間協力者の活動の促進等

#### 現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。

こうした再犯の防止等に関する活動を行う民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々である。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

出典：再犯防止推進計画 第6 1. 民間協力者の活動の促進等

#### 市の取組方針

地域の関係機関、民間協力者等が情報を共有し、有機的に連携協力できる仕組みづくりを推進します。また、地域住民を中心とした、地域課題の共有から解決まで取り組むことができる体制の充実を図ります。

#### 具体的な取組

##### ① 民間ボランティアの確保

###### ◆保護司の確保への支援

[地域福祉課]

将来にわたり、適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。

◆**認知症サポーターの養成・支援** [高齢福祉課]  
 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように支援します。

◆**あいサポーターの育成** [地域福祉課]  
 障害の特性を理解し、障害のある人に温かく接するとともに手助けや配慮を行うことができるサポーターを育成します。

◆**ゲートキーパー養成** [健康増進課]  
 市民や民生委員・児童委員、地区組織等に対し、自殺予防の観点から、ゲートキーパーとしての役割が担えるよう養成研修を行います。

## ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

◆**更生保護団体の活動をPR** [地域福祉課]  
 市の広報紙やホームページを活用して更生保護団体の活動に関する広報を行い、地域住民が更生保護団体の支援活動に協力する意識を醸成します。

◆**更生保護サポートセンターの設置** [地域福祉課 [美祢保護区保護司会]]  
 保護司・保護司会の地域における活動拠点として、更生保護サポートセンターを勤労青少年ホーム館内に設置し、保護司の処遇活動に対する支援を実施するとともに、地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

◆**更生保護団体への補助金の交付** [地域福祉課]  
 更生保護活動の促進に寄与することを目的として、補助金を交付します。

### ①美祢保護区保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員〔民間ボランティア〕です。社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の改善及び更生を助けると共に、犯罪の予防のため世論の啓発に務め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命としています。具体的な仕事としては、生活環境の調整、保護観察、犯罪予防活動の3つになります。

平成29年9月には、更生保護サポートセンターを開設しました。更生保護サポートセンターは、保護司が面接や関係機関との処遇協議、情報交換を行う保護司活動の拠点です。

### ②更生保護女性会

女性の立場から、罪を犯した人への更生保護の充実に寄与し、犯罪のない明るい地域社会の実現と青少年の健全育成を目的として活動しています。更生保護についてのミニ集会、講習会、講演会を開催するほか、県内更生保護施設の見学研修や児童養護施設、矯正施設等への慰問を行っています。また社会を明るくする運動では、運営に参加協力しています。

◆**地区社会福祉協議会の充実** [地域福祉課 [市社会福祉協議会]]  
 地域住民が、地域における課題を共有し、解決に向けて取り組むことができる体制づくりをめざして、さまざまな主体の関わりによるネットワークの形成を支援します。

- ◆**地域ささえ愛会議の開催** [高齢福祉課 [市社会福祉協議会]  
 自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティア、民間事業者、介護事業者、教育機関など地域の関係主体に加え、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政が集まり、地域の特性を生かしながら、支え合いの仕組みづくりについて協議します。

## (2) 広報・啓発活動の推進等

### 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である。

政府においては、これまでも、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきた。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

出典：再犯防止推進計画 第6 2. 広報啓発活動の推進等

### 市の取組方針

犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域の民間協力者の活動を支援するとともに、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、立ち直ろうとする人の更生について理解を深め、地域で受け入れる土壌を育てることをめざします。

特に本市は、美祢社会復帰促進センターとの「共生のまちづくり」を進めていることから、広く市民にその取組を周知し、関心と理解を深めていきます。

### 具体的な取組

#### ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

- ◆**社会を明るくする運動の推進** [地域福祉課]  
 ・**保護司会等と連携した広報の実施**  
 毎年7月1日に、地域の人々とともに、市内の公共機関において、街頭啓発活動を実施します。

・市広報紙等での情報発信 [地域福祉課]  
 強調月間である7月に、市の広報紙への記事掲載や有線テレビ放送による啓発を実施します。

・“社会を明るくする運動”作文の募集 [地域福祉課]  
 小中学生が、日常の中で犯罪や非行等について感じたことを作文に書くことにより、本運動に対する理解を深めることを目的に、市内各小中学校の児童・生徒を対象として、作文を募集します。

・推進大会の実施 [地域福祉課]  
 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、推進大会を開催し、地域で支え合う社会構築を目指し、再犯防止に向けた広報活動を推進します。

◆矯正展等への協力 [地域振興課]  
 矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、全国の矯正施設で、毎年矯正展が開催されています。本市には美祢社会復帰促進センターがあり、矯正施設所在自治体として、美祢社会復帰促進センターが主催する矯正展の開催を支援します。また、受刑者の就労意欲の向上等につなげるため、関係機関や一般企業等に対し、刑務所への作業依頼や、製品等に関する情報提供を行います。

◆人権意識の高揚 [地域福祉課、生涯学習スポーツ推進課]  
 矯正施設出所者や犯罪被害者等の人権について、正しい理解と共生をめざす姿勢を育むため、差別意識や偏見の解消に向けた人権教育・啓発を推進し、人権意識の高揚を図ります

◆家庭、職場、地域での人権教育・啓発の実施 [生涯学習スポーツ推進課]  
 学習機会の提供や充実に努めることにより、家庭、学校、地域などの各場面において、市民一人ひとりがさまざまな人権問題を自らの問題と捉え、理解を深めることができるよう、人権教育・啓発を推進します。

◆学校での人権教育・啓発の実施 [地域福祉課、学校教育課]  
 各学校で教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた人権教育を実施します。また、人権教育担当者等を対象に、人権教育研修会を実施します。

## ② 民間協力者に対する表彰

◆民間協力者の表彰 [総務課、地域福祉課]  
 地域の犯罪予防を図る活動をしている保護司などの民間ボランティアを顕彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。

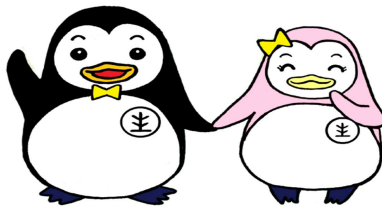
## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の普及・啓発

本計画は、本市にとって初めて策定する計画であることから、市民に対する周知を行っていくことが大切となります。また、重点項目を中心に、再犯防止への取組を推進していくためには、関係機関や更生保護団体、相談支援機関、行政等のそれぞれが持つ情報を、必要に応じて市民と共有していくことも重要です。

様々な媒体を活用し、本計画策定の趣旨や取組の内容等に関する市民理解が促進されるよう、わかりやすい情報発信に努めます。

また、犯罪をした人等に対する周知も重要であることから、検察庁、矯正施設、山口保護観察所、山口県弁護士会等関係機関を通じて本計画の周知に努めます。



更生ペンギンのホゴちゃん と 更生ペンギンのサラちゃん

### 2 計画の進捗管理

美祢市は、地域で活動する多様な人々が、互いに認めあい、尊重しあう共生社会の実現を理念とし、様々な行政サービスを提供しています。

この理念のもと、本計画では、犯罪や非行をした人が地域社会に戻ったときに、保護観察所や警察署をはじめ、民間協力者、行政、医療・福祉機関等、様々な主体が連携して、再犯の防止を推進していきます。

また、再犯防止の推進には、罪を犯した人たちの更生について地域に住み、働き、学び、活動するあらゆる人々の理解を深めることが最も大切であることから、民間協力者の方々との協力により、社会を明るくする運動をはじめとし

た広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

本計画の施策や事業については、学識経験者や関係機関・市民活動団体等によって構成される地域福祉計画策定推進委員会において、進捗状況の把握及び評価を行い、法の趣旨に鑑み、これからも犯罪のない地域づくりに一層力を注ぐとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取り組みを推進してまいります。

### 3 関係機関相談窓口

支援機関		所属	電話番号	
総合相談	美祢市 市民福祉部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	地域福祉課 地域福祉係	0837-52-5227	
福祉的支援	全般	(社福)美祢市社会福祉協議会 (美祢市大嶺町東分 320-1)	地域福祉課 相談支援係	0837-52-5222
	高齢者関係	美祢市 市民福祉部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	高齢福祉課 高齢福祉係 介護保険係	0837-52-1132 0837-52-5229
			美祢市地域包括 支援センター	0837-54-0138
		特別養護老人ホーム青景園 青景園サテライト秋芳の里 (美祢市秋芳町秋吉 5243-3)	美祢東地域包括 支援センター 秋芳 美東	0837-62-0155 08396-2-1234
	障害者関係	美祢市 市民福祉部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	地域福祉課 障害福祉係	0837-52-5227
		総合相談支援センターみね (美祢市大嶺町東分 1710-1)		0837-54-0039
	薬物・依存症関係	山口県精神保健福祉センター (山口市吉敷下東 4-17-1)		083-901-1556
		宇部健康福祉センター (宇部市常磐町 2-3-28)		0836-31-3200
		宇部健康福祉センター (宇部市琴芝町 1-1-50)	環境衛生薬事班	0836-39-9861
		美祢市 市民福祉部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	健康増進課	0837-53-0304
生活保護関係	美祢市 市民福祉部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	地域福祉課 保護係	0837-52-5227	
生活困窮者支援	美祢市 市民福祉部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	地域福祉課 保護係	0837-52-5227	
	(社福)美祢市社会福祉協議会 (美祢市大嶺町東分 320-1)	地域福祉課 相談支援係	0837-52-5222	



その他支援	市営住宅支援	美祢市 建設農林部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	建設課 管理係	0837-52-1116
	就労支援	ハローワーク宇部 (宇部市北琴芝 2-4-30)		0836-31-0164
		美祢市 観光商工部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	商工労働課	0837-52-5224
	非行防止・修学 支援	法務少年支援センター山口 (山口少年鑑別所) (山口市中央 4-7-5)		083-922-6701
		美祢市 教育委員会事務局 (美祢市大嶺町東分 326-1)	学校教育課	0837-52-5260
		美祢市 市民福祉部 (美祢市大嶺町東分 326-1)	地域福祉課 地域子育て支援室	0837-52-5228
		中央児童相談所 (山口市吉敷下東 4-17-1)		083-902-2189
司法関係	山口県弁護士会 (山口市黄金町 2-15)		083-922-0087	
国の機関	山口地方検察庁 (山口市駅前通り 1-1-2)		083-922-1440	
	山口保護観察所 (山口市中河原町 6-16)		083-922-1327	
	美祢社会復帰促進センター (美祢市豊田前町麻生下 10-7)		0837-57-5131	

# 参 考 資 料

---

## 美祢市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和2年6月8日

告示第102号

(設置)

第1条 再犯防止推進法の規定に基づき美祢市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定することを目的として、美祢市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を踏まえつつ、再犯防止の課題及び必要な施策について検討する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関する事項
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関する事項
- (3) その他、推進計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員により組織する。

- 2 委員は、別表の再犯防止に係る国関係団体及び関連団体から推薦された者により構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 会議の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

### 別 表

区 分	機 関 ・ 団 体 名
国関係機関	山口地方検察庁
	美祢社会復帰促進センター
	山口少年鑑別所
	山口保護観察所
	宇部公共職業安定所
県関係機関	美祢警察署
	山口県地域生活定着支援センター
社会福祉関係団体	美祢市社会福祉協議会
	美祢市民生委員児童委員協議会
相談支援機関	生活困窮者自立相談支援機関
	地域包括支援センター
	障害者総合相談支援センター
更生保護関係団体	美祢保護区保護司会
	美祢市更生保護女性会
	秋芳美東更生保護女性会

美祢市再犯防止推進計画検討関係課長会議設置要綱

令和2年6月8日

訓令第19号

(目的及び設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、美祢市における再犯防止に関する総合的な施策についての計画である美祢市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）に関する検討を行うことを目的として、再犯防止推進計画に係る関係課長会議（以下「関係課長会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 関係課長会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 再犯防止推進計画の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 関係課長会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 座長は、市民福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 副座長は、市民福祉部高齢福祉課長をもって充てる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる者のほか、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(会議)

第4条 関係課長会議は、座長が必要に応じ招集する。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。
- 3 関係課長は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 関係課長会議の庶務は、市民福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、関係課長会議の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

別表1

部局名	課名
総務部	総務課
	監理課
総合政策部	地域振興課
市民福祉部	健康増進課
	高齢福祉課
	地域福祉課
建設農林部	建設課
観光商工部	商工労働課
教育委員会事務局	学校教育課
	生涯学習スポーツ推進課

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。



(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法〔昭和二十六年法律第九十三号〕第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### (検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 用語解説

---

## 1 起訴猶予（初出P21）

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの。

## 2 矯正施設（初出P16）

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

## 3 協力雇用主（初出 P16）

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

## 4 居住支援協議会（初出P19）

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、関係団体等で組織された協議体。

## 5 刑法犯（初出P1）

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

## 6 刑務作業（初出P17）

刑法に規定された懲役刑の受刑者に対し、矯正及び社会復帰を図るための矯正施設における処遇。

## 7 検挙（初出P1）

検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とする事。

## 8 検察庁（初出P21）

法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。

## 9 更生保護（初出P2）

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

**10 更生保護施設（初出P18）**

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

**11 更生保護女性会（初出P27）**

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

**12 コミュニティ・スクール（初出P28）**

学校の課題解決や、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていくことを目的として、保護者や地域住民が学校運営に参画するための「学校運営協議会」が設置されている学校のこと。

**13 児童相談所（初出P27）**

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。

**14 社会を明るくする運動（初出P30）**

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

**15 住居確保給付金（初出P19）**

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金。

**16 住宅確保要配慮者（初出P19）**

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

**17 住宅セーフティネット制度（初出P19）**

住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

**18 障害者相談支援事業所（初出 P21）**

障害のある人やそのご家族等の相談窓口として、地域の関係機関と連携し、必要な支援などの情報提供や助言などを行う、相談支援の中核的な役割を担う機関。

**19 少年鑑別所（初出P27）**

専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。

**20 少年サポートセンター（初出P27）**

各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と合同で、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。

**21 自立準備ホーム（初出P18）**

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。

**22 自立相談支援事業（初出 P22）**

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活困窮者からの相談に包括的に応ずる相談窓口で、生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析し、支援を行う。また、関係機関との連絡調整も行う。

**23 スクールソーシャルワーカー（初出P26）**

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

**24 生活環境の調整（初出P18）**

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。

**25 精神保健福祉センター（初出P25）**

都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。

**26 セーフティネット住宅（初出P19）**

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅。

**27 地域共生社会（初出P1）**

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。

**28 地域生活定着支援センター（初出P19）**

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。

**29 地域福祉権利擁護事業（初出P21）**

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

**30 地域包括支援センター（初出 P21）**

高齢者等の介護・保健・医療・福祉に関する相談やケアマネジメント支援を包括的に行う機関。

**31 特別調整（初出P21）**

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

**32 認知件数（初出P1）**

犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。

**33 BBS会（初出P26）**

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS 運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

**34 法務少年支援センター（初出P27）**

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

**35 保護観察（初出P16）**

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。



**36 保護観察所（初出P16）**

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関。更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などを行う。

**37 保護司（初出P22）**

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

**38 民生委員・児童委員（初出P15）**

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

**39 薬物乱用防止指導員（初出P25）**

児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師で、山口県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

**40 薬物乱用防止推進員（初出P25）**

地域において薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアで、山口県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

## 美祿市再犯防止推進計画

(令和3年度～令和6年度)

発行 美祿市

編集 市民福祉部地域福祉課

〒759-2292 美祿市大嶺町東分 326-1

TEL 0837-52-5227 fax 0837-52-1490